

うるま市(求職中の方へ)

# 住居確保給付金制度について

## 住居確保給付金とは・・・?

離職したことにより住居を失った方、または失う恐れの高い方を対象として就職に向けた活動をする<sup>こと</sup>を条件に、一定期間、賃貸住宅の家賃を支給致します。(上限あり)



## Q1. 対象となるのはどういう方ですか?


- A.**
- ①住居を失った、または賃貸住宅に住んでいるが、住居を失う恐れのある方
  - ②申請時に離職後2年以内及び65歳未満の方
  - ③その世帯の生計維持者であった方
  - ④就労能力と就職意欲があり、ハローワークに就職申し込みを行う方、行っている方
- その他いくつかの要件がありますので①～④までに該当する方は、下記までお問い合わせください。

## Q2. 実際の支給額はいくらですか?

- A.**
- ①支給額  
下記を上限額として収入に応じた調整額  
例)うるま市内在住 単身世帯  
収入78,000円以下 月額32,000円以内  
(複数世帯についても別途上限額があります)
  - ②支給期間 原則3ヶ月  
※一定の条件を満たせば延長できる場合があります
  - ③支給方法 大家等への代理納付

## Q3. 他に何か条件はありますか?

- A.**
- 支給決定後に、
    - ①毎月2回以上のハローワークの就職相談
    - ②毎月4回以上、うるま市 就職・生活支援 パーソナルサポートセンターでの就労に関する面談を受けること
    - ③原則週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面談を受けること
- ※義務を怠りますと支給が中止されます

 **うるま市 就職・生活支援  
パーソナル・サポート・センター**

**TEL 098-989-3972**

**FAX 098-989-3971**



<http://ps-uruma.com>

[uruma.ps@sasae-uruma.net](mailto:uruma.ps@sasae-uruma.net)

**対象者**

うるま市在住で経済的、または就職に関する悩みのある方

**開所日  
利用時間**

月～金  
(祝祭日/年末年始除く)  
8時30分～17時15分

**受付時間**

8時45分～16時45分

**住所**

うるま市みどり町一丁目1-1(市役所東棟2階)



うるま市から生活困窮者自立支援事業の委託を受け、合同会社クレッシエが運営しております。